

北本市第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画について

平成29年7月12日

本計画に係る根拠法

障害者総合支援法（抜粋）

○法第87条第1項

厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

○法第88条第1項

市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく円滑な業務の実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（抜粋）

※障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正による（平成30年4月1日施行）

○法第33条の19第1項

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第1項及び第33条の22項第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

○法第33条の20第1項

市町村は基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

○法第33条の20第6項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害者福祉計画と一体のものとして作成することができる。

策定委員会の開催に係る根拠

基本指針（抜粋）

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

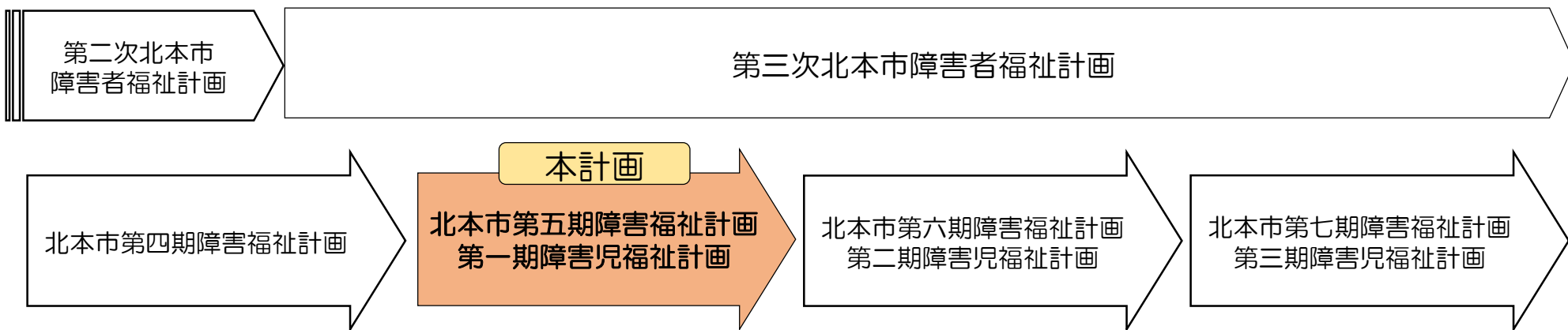
2 計画の作成のための体制の整備

（一）作成委員会の開催

障害福祉計画等を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを利用する障害者等をはじめ、事業者、雇用、保健、介護、児童福祉、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした**幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。**この場合において、障害者総合支援法第八十八条第九項及び第八十九条第七項並びに児童福祉法第三十三条の二十第九項及び第三十三条の二十二第六項においては、協議会を設置している場合には、その意見を聴くよう努めなければならないとされていることから、協議会を活用することも考えられる。また、障害者総合支援法第八十八条第十項及び第八十九条第八項並びに児童福祉法第三十三条の二十第十項及び第三十三条の二十二第七項においては、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第一項及び第四項の合議制の機関を設置している場合には、その意見を聴かななければならないとされていることから、当該機関を活用することも考えられる。

本計画の位置づけ

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------



上位計画

第五次総合振興計画（基本構想） 平成28年度～37年度	
前期・基本計画	後期・基本計画

関連計画

地域福祉計画 (H25～29)	第二次地域福祉計画 (H30～34)	
高齢者福祉計画2015 第6期介護保険事業計画	高齢者福祉計画2018 第7期介護保険事業計画	高齢者福祉計画2021 第8期介護保険事業計画
子ども・子育て支援事業計画		

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・就労定着に向けた支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数:H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数:H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・精神病床の1年以上入院患者数:14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・退院率:入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者:H28年度の2割増
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所:5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・就労定着支援1年後の就労定着率:80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- ・障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・難病患者への一層の周知
- ・意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

第一の一 基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①訪問系サービスの保障
- ②日中活動系サービスの保障
- ③GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④一般就労への移行等の推進

第一の三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

第二の一

福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者増
- ・施設入所者減

第二の二

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・精神病床における早期退院率（入院3ヶ月時点、6か月時点、1年時点）

第二の三

地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも1拠点整備

第二の四

福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設利用者の一般就労移行者数増
- ・就労移行支援事業利用者数増
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
- ・就労定着支援による職場定着率

第二の五

障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

第三の一

作成に関する基本的事項

- ・障害者等の参加
- ・地域社会の理解促進
- ・総合的な取組
- ・障害福祉計画等作成委員会等の開催
- ・関係部局相互間の連携
- ・市町村・都道府県の連携
- ・障害者等のニーズ等の把握
- ・障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等
- ・区域設定（都道府県）
- ・住民意見の反映
- ・他計画との関係
- ・定期的な調査、分析、評価及び必要な措置

第三の二

その他

- ・計画作成時期
- ・計画期間等
- ・計画の公表

第三の二

市町村障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点等の整備、圏域単位での見通し等
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第三の三

都道府県障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点の整備、市町村の支援等、圏域単位での見通し等
- ・障害者支援施設等の必要入所定員総数
- ・質の向上方策（研修、第三者評価）
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

第四の一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・虐待の防止
- ・差別の解消
- ・利用者の安全確保、研修等の充実

国の基本指針（障害者総合支援法第87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

（計画の提出）

市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）

（義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（努力義務）

障害福祉サービス等
の見込量の確保方策

医療機関等の関係
機関との連携

（その他の事項）

- ・計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

（都道府県の
意見を聴く）

（計画の提出）

都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

（義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数（注）

各年度における都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（努力義務）

区域ごとの障害福祉サービス等
の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等
に従事する者の確保又は
は資質の向上

施設障害福祉サービスの
質の向上

区域ごとの医療機関等の
関係者との連携

（その他の事項）

- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注）都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

厚生労働省 第83回社会保障審議会障害者部会資料より抜粋

国の基本指針（児童福祉法第33条の19）

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害児福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

（計画の提出）

市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20関係）

（義務）

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

（努力義務）

指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策

医療機関、教育機関等の関係機関との連携

（その他の事項）

- ・計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

（都道府県の意見を聴く）

（計画の提出）

都道府県障害児福祉計画（児童福祉法第33条の22関係）

（義務）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（注）

各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（注）

（努力義務）

区域ごとの指定通所支援の見込量の確保方策

区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上

障害児入所支援の質の向上

区域ごとの医療機関、教育等の関係者との連携

（その他の事項）

- ・他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注）都道府県は、定員や見込量が超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害児入所施設、放課後等デイサービス等）

今後のスケジュール（案）

年月	内容	備考
平成29年7月	第1回策定委員会	今回
平成29年9月	第2回策定委員会	計画（案）の検討 第四期計画の評価
平成29年11月	第3回策定委員会 パブリックコメント	計画（案）の検討・承認
平成30年1月	自立支援協議会	計画（案）の報告
平成30年2月	第4回策定委員会	パブリックコメントの報告 計画の承認・完成
平成30年3月	計画の公表	